



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（消費・くらし安全課）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立那覇工業高等学校）…………… 4

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 6

## 告 示

### 沖縄県告示第542号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団幸悠会名護カムカム歯科医院	名護市字伊差川 7 番地	平成28年 7 月 1 日
あぐに薬局	粟国村字東455番地 2	平成28年 8 月 1 日
くがに薬局	宮古島市平良字下里1554番地 1	平成28年 8 月 1 日
さんいくデンタルクリニック	北中城村字島袋705番地 7	平成28年 9 月 1 日

### 沖縄県告示第543号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
-------------------	------------	-------

てんてん整骨院 (宮平俊)	宜野湾市大謝名一丁目3番10号ルート3 4. A P 202号	平成28年8月15日
---------------	------------------------------------	------------

**沖縄県告示第544号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ユカリア沖縄 かな病院	宜野座村字漢那469番地	医療法人ほくと 会北部病院	医療法人ユカリア 沖縄かな病院	平成27年10月1日

2 訪問リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ユカリア沖縄 かな病院	宜野座村字漢那469番地	医療法人ほくと 会北部病院	医療法人ユカリア 沖縄かな病院	平成27年10月1日

3 居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ユカリア沖縄 かな病院	宜野座村字漢那469番地	医療法人ほくと 会北部病院	医療法人ユカリア 沖縄かな病院	平成27年10月1日

4 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ユカリア沖縄 かな病院	宜野座村字漢那469番地	医療法人ほくと 会北部病院	医療法人ユカリア 沖縄かな病院	平成27年10月1日

5 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ユカリア沖縄 かな病院	宜野座村字漢那469番地	医療法人ほくと 会北部病院	医療法人ユカリア 沖縄かな病院	平成27年10月1日

**沖縄県告示第545号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 地域密着型通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスカインド	南風原町字津嘉山1315番地 1	南風原町字津嘉山83番地 1	南風原町字津嘉山1315番地 1	平成28年 9 月 1 日

## 2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
合同会社ほっとケア	石垣市字登野城630番地 3	石垣市字大浜386番地	石垣市字登野城630番地 3	平成28年 6 月 1 日

## 3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスカインド	南風原町字津嘉山1315番地 1	南風原町字津嘉山83番地 1	南風原町字津嘉山1315番地 1	平成28年 9 月 1 日

## 4 第 1 号通所事業

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
デイサービスカインド	南風原町字津嘉山1315番地 1	南風原町字津嘉山83番地 1	南風原町字津嘉山1315番地 1	平成28年 9 月 1 日

## 沖縄県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
名護カムカム歯科医院	名護市字伊差川 7 番地	平成28年 6 月 30 日
北上薬局	中城村字北上原312番地	平成28年 7 月 31 日
くがに薬局	宮古島市平良字下里1554番地 1	平成28年 7 月 31 日
あぐに薬局	粟国村字東455番地 2	平成28年 8 月 1 日

## 沖縄県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
りあ整骨院（奥間洋介）	与那原町東浜97番地 1 - 102	平成28年 8 月 19 日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年11月22日まで縦覧に供する。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年9月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ゆい心
- 3 代表者の氏名 下地利恵子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市楚辺1丁目5番5号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体、知的、精神に障害を持つ人たちが地域社会で自立した生活をするために必要な「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業」「障害者自立支援法に基づく相談事業」を提供し、かつ生活上の困難を克服していくための支援向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年11月29日まで縦覧に供する。

平成28年10月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成28年9月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄教育カウンセラー協会
- 3 代表者の氏名 川上啓一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市古島1丁目14番地6教育福祉会館内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、一般市民に対して、教育カウンセリングの考え方や方法を普及し、教育やカウンセリングに関する研修会、講演会、研究会の開催、専門援助者の養成及び資格認定、日常のサポート活動の企画、運営活動を通して、青少年の健やかな成長と県民の教育、福祉の向上に寄与することを目的とする。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年10月18日

沖縄県立那覇工業高等学校長 比 嘉 淳

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 デジタルクリエイトシステム 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成29年2月24日（金曜日）
  - (4) 納入の場所 沖縄県立那覇工業高等学校グラフィックアーツ科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 平成28年10月19日（水曜日）から同年11月2日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県立那覇工業高等学校事務室 〒901-2122 浦添市勢理客四丁目22番1号 電話番号098

－877－6144

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成28年10月19日（水曜日）から同年11月2日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成28年11月30日（水曜日）午前11時

(2) 場所 沖縄県立那覇工業高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年10月19日（水曜日）から同年11月2日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県立那覇工業高等学校

(2) 所在地 〒901-2122 浦添市勢理客四丁目22番1号 電話番号098-877-6144

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

(1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時までに5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成28年11月29日（火曜日）午後4時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立那覇工業高等学校に提出すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成28年11月2日（水曜日）午後3時

イ 場所 5(2)に示す場所

- (4) 最低制限価格 設定しない。  
 (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
 Digital Image Processing System 1-set
- (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE  
 February 24, 2017, Okinawa Prefectural Naha Technical Senior High School
- (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING  
 3:00 p.m. November 2, 2016
- (4) DATE FOR BIDS  
 11:00 a.m. November 30, 2016
- (5) POINT OF CONTACT  
 Okinawa Prefectural Naha Technical Senior High School Office  
 4-22-1 Jicchaku, Urasoe-City, Okinawa, Japan, 901-2122  
 Telephone 098-877-6144

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第170号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成28年10月18日

沖縄県公安委員会

## 1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	平成29年1月18日（水曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

## 3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

## ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験科目

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。



ること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ロ) 乗客等の接遇に関すること。

(ハ) 手荷物等検査に関すること。

(ニ) 空港に関すること。

(ホ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ロ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成28年10月24日（月曜日）から同月28日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ロ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階講堂で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--